

前日の状況で対応を判断できる場合、事前に学校の対応について連絡します。

令和6年9月20日

府中市立日新小学校における 災害時の登校に関する対応方針について

【地震の災害対応】

1 震度5弱以上の地震が発生した場合 ※気象庁の発表

- (1) 児童・生徒が在宅中に震度5弱以上の地震が発生した場合
 - 学校から連絡があるまで、自宅待機又は、安全な場所に避難してください。
- (2) 登下校中に震度5弱以上の地震（これまでに経験したことの無い大きな揺れを感じるような地震）が発生した場合
 - 自宅か学校の近い方に避難してください（自宅に保護者等が不在の場合は、学校）。ただし、通学路の状況により、登校や自宅まで戻ることが困難な状況が想定されます。その場合には、文化センター等の公共施設や、被害の少ない商店（大型店等も含む）、子ども緊急避難の家など、人が集まり共助が可能な場所へ避難してください。
 - 学校に戻った児童・生徒は、保護者への引き渡しとする。
※登下校中に地震が起きたらどうするか、ご家庭で話し合いをお願いします。

【台風等の災害対応】 ※必ず学校から対応の連絡をします。

1 気象庁から府中市に暴風警報 又は、特別警報が発表されている場合の対応

【全ての市立小・中学校33校】

- 午前7時、学校は、保護者に学校の「臨時休業」又は「登校時間の変更」等について連絡します。

2 多摩川の水位上昇に伴う対応

- (1) 府中市が高齢者等避難を発令している場合

① 浸水想定区域内の13校

【府中第三小学校、府中第八小学校、住吉小学校、矢崎小学校、小柳小学校、南白糸台小学校、四谷小学校、南町小学校、日新小学校、府中第三中学校、府中第六中学校、府中第八中学校、府中第九中学校】

- 午前7時、学校は、保護者に学校の「臨時休業」について連絡します。

② ①以外の20校

- 午前7時、学校は、保護者に「浸水想定区域に居住する児童・生徒の避難」について連絡します。

- ・メール内容（例）

浸水想定区域に居住する児童（生徒）は、保護者の方と安全な場所に避難してください。ただし、保護者等と一緒に避難できない場合は、登校させて構いません。

(2) 府中市が避難指示を発令している場合

【全ての市立小・中学校33校】

- 午前7時、学校は、保護者に学校の「臨時休業」について連絡します。

3 土砂災害警戒区域に府中市が避難指示を発令している場合の対応

① 土砂災害警戒区域に含まれる2校

【府中第五小学校、府中第十小学校】

- 午前7時、学校は、保護者に学校の「臨時休業」について連絡します。

② ①以外の31校

- 午前7時、学校は、保護者に「土砂災害警戒区域に居住する児童・生徒の避難」について連絡します。

- ・メール内容（例）

土砂災害警戒区域に居住する児童（生徒）は、保護者等と安全な場所に避難してください。ただし、保護者等と一緒に避難できない場合は、登校させて構いません。

学校が臨時休業でない場合であっても、安全を第一に考え、保護者の判断で、登校を遅らせたり、自宅待機させたりすることもできます。その場合は、遅刻や欠席にはなりません。